

ベンチャークラブ会員規約

株式会社 BOS パートナーズ（以下「当社」といいます）は、以下の会員規約に基づきベンチャークラブ会員に対してのサービス（以下「本サービス」といいます）を提供いたします。

第1条（定義）

（1）本サービス

ベンチャー企業、中堅企業、中小企業の成長に寄与することを目的として交流会の運営、業務支援、人的支援等を提供するサービスを指します。

（2）ベンチャークラブ会員

当社の指定する手続きに基づき、本規約を承諾のうえ、会員の加入申込を行い、当社が申込の承認をした者をベンチャークラブ会員とします。

第2条（会員規約の適用）

1. 本規約は、本サービスを会員が利用する際に一切に適用します。
2. ベンチャークラブ会員は、加入申込の時点で本規約の内容を承諾しているものとみなします。

第3条（本サービスの内容及びその変更等）

1. 当社は、本規約に基づき、ベンチャークラブ会員に対し、本サービスを提供します。
2. 当社は、提供する本サービスの詳細内容及び諸条件を当社ホームページ（<http://www.bo-startup.co.jp/exchange.html>）上に記載します。
3. 当社は、ベンチャークラブ会員への事前の告知をもって、対象サービスの全部または一部を変更、追加または廃止できるものとし、会員はこれを承諾しているものとみなします。当社は、当社ホームページ上で当該会員への事前告知を行うものとします。

第4条（会費及びその変更）

1. ベンチャークラブ会員の会費は、以下の何れかの方法で支払うものとします。
 - ①年額 280,000円（税別）
 - ②月額 30,000円（税別）
2. 当社は、会員への事前の告知をもって、ベンチャークラブの会費を変更することができるものとし、会員はそれを承諾しているものとみなします。当社は、当社ホームページ上で当該会員への事前告知を行うものとします。
3. ベンチャークラブ会員は、会費を当社の指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。
4. 一旦当社に支払われた会費は、理由の如何にかかわらず、返金されないものとします。
5. 本サービスの利用は、本規約第11条または第12条で定める退会の申し出のない限り自動継続するものとします。

第5条（決済手段）

ベンチャークラブ会員は、会費を当社が承認した以下の方法で支払うものとします。

- ①当社が承認した金融機関口座からの口座引落としによる支払い。
- ②その他当社が定める方法による支払い。

第6条（決済）

1. 当社は、その月の最初に到来する営業日時点で登録されている会員を対象に、会費の請求をするものとします。
2. 当社は、第4条第1項に定める会費及びこれに係る消費税等を、前条に基づき選択された決済手段に従って、会員宛に請求するものとします。

第7条（入会手続）

ベンチャークラブ会員の本会の入会は、申込者が本規約に同意の上、当社が別に定める手続きに従って本サービスの申込みを行います。

なお当社より発行する請求書に基づきお振込をして頂き、入金確認ができたときにベンチャークラブ会員として成立するものとします。

第8条（会員情報の変更）

1. ベンチャークラブ会員は、所在地、商号、電話番号、担当者の連絡先（メールアドレス等）及び会費引落とし用の金融機関口座その他の当社への登録内容に変更があった場合には、速やかに当社所定の方法にて変更の手続を実施するものとします。
2. 前項の届出がなかったことにより、会員が不利益を被った場合においても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第9条（禁止事項）

ベンチャークラブ会員は、以下の行為をおこなってはならないものとします。

- ①入会手続の際に虚偽の登録内容を申請する行為
- ②本サービスの提供を妨げる行為、その他本サービスに支障をきたすおそれのある行為
- ③他のベンチャークラブ会員、第三者もしくは当社に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- ④他のベンチャークラブ会員、第三者もしくは当社の商標権、著作権、プライバシーその他の権利を侵害する行為、またはそれらのおそれのある行為
- ⑤公序良俗に反する行為その他法令に違反する行為、またはそれらのおそれのある行為
- ⑥ベンチャークラブ会員は、会員規約に基づく権利・義務を第三者に譲渡・移転をしたり、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為
- ⑦その他、当社が不相当と判断する行為

第10条（会員の契約期間）

1. 入金確認日の翌月1日からその後1年間が会員の契約期間となります。
2. 契約期間満了の1か月前までにベンチャークラブ会員が当社の指定する方法により通知しない場合、更に1年間更新するものとし、以後同様とします。
3. 本条第1項で定められた期間は中途解約することはできない。月額払いのベンチャークラブ会員が万一中途解約した場合残金を一括で支払わなければならない。

第11条（会員資格の取消）

1. ベンチャークラブ会員が、次の事項の一つにでも該当する場合、当社は、会員に事前に通知することなく、当該会員の資格を直ちに取消することができるものとします。
 - ①会員申込をした者が実在しない場合
 - ②申込の際に決済手段として当該申込者が届け出た金融機関の引落とし口座が、金融機関により利用停止もしくは無効扱いとされている場合
 - ③ベンチャークラブの運営を妨害した場合
 - ④会費の支払が引き続き3ヶ月なされない場合
 - ⑤本規約のいずれかに違反した場合
 - ⑥その他合理的な理由により、当社が会員として不相当と判断する場合
2. 前項に従って会員資格が取り消された会員は、当該時点で発生している会費その他の債務等、当社に対して負担する債務の一切を一括して履行するものとします。
3. 会員が本条第1項各号の何れかに該当することで当社が損害を被った場合、当社は会員に対して損害賠償を請求できるものとします。
4. 当社は、本条第1項に該当する会員に対して、既に受領した会費その他の金銭の払い戻し等は一切行わないものとします。

第12条（退会）

1. ベンチャークラブ会員がベンチャークラブを退会する場合は、当社が定める所定の方法にて届け出るものとします。
2. 毎月月末までに退会の意思表示がなされた場合には、翌月の末日をもって退会するものとします。
3. 当社は、会員より既に受領した会費その他の金銭の払い戻し等は一切行わないものとします。
4. 本条による退会の場合、その利用中に係る会員の一切の債務は、退会した後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとする。これには、経過月の未納会費を含むものとします。

第13条（自己責任の原則）

1. 会員は、本サービスの利用に関してなされた一切の行為及びその結果について、自ら責任を負い、当社はいかなる損害についてもその責任を負わないものとします。また会員は、以下の事項を承諾するものとします。

- ①退会後は本サービスを一切利用できないこと。
 - ②退会後、再び本サービスを利用するためには、改めて、加入申込の手続を行う必要があること。
2. 会員が本サービス利用の際、第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、当社に損害を与えないものとします。

第14条（本規約の変更）

1. 当社は、会員への事前の通知をもって、本規約を変更することができるものとし、会員はこれを承諾するものとします。当社は、当社ホームページ上で当該会員への事前通知をおこなうものとします。
2. 前項の変更についても、当社ホームページ上への記載をもって会員へ通知するものとし、会員はこれを承諾するものとします。

第15条（損害賠償）

ベンチャークラブ会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該会員に対して合理的な範囲の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第16条（準拠法 及び裁判管轄）

1. 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
2. 会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

1. この会員規約は、2010年4月30日から実施する。
2. 2013年12月1日改定